

インクルーシブな学校運営モデル事業について

令和8年2月20日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の考え方について

障害者の権利に関する条約(第24条)

- 「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、
- 障害のある者が「general education system」(教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域社会において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている

障害者基本法(第16条)

- 国及び地方公共団体は、障害者が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、必要な施策を講じること
 - 国及び地方公共団体は、障害のある児童生徒とその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと
- 等が規定されている

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(平成24年 初等中等教育分科会報告)

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要。その構築のため、特別支援教育を着実に進めていくことが必要。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年)

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるもの。
- 障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

障害のある子供の学びの場と教育課程

小・中・高等学校

通常の学級

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に実施
- ※学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が小・中8.8%、高(通信制除く)2.2%(R4)

通級による指導

- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために実施する特別の指導

対象障害種

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

児童生徒数 (R5)

約203,400人
(小:約166,600人、中:約34,400人、高:約2,400人)

教育課程

- 特別の教育課程を編成
- ✓ 各教科等は通常の学級で授業を受けつつ、障害に応じた特別な指導として、自立活動の内容を参考とした指導を実施。学校の教育課程に加え、又は一部に替えることが可能
- ✓ 年間35単位時間(学習障害・注意欠陥多動性障害は10単位時間)から280単位時間までを標準

特別支援学級 (小・中)

- 小・中に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級

対象障害種

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害

児童生徒数 (R7)

約419,700人
(小:約299,200人、中:約120,500人)

教育課程

- 特別の教育課程を編成
- ✓ 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を実施
- ✓ 障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標・内容を下学年の目標・内容に替えたり、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う各教科に替えるなど、実態に応じた教育課程を編成

特別支援学校

- 障害のある児童生徒に対して幼・小・中・高に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校

対象障害種

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

幼児児童生徒数 (R7)

約158,900人
(幼稚部:約1,100人、小学部:約55,500人、中学部:約35,000人、高等部:約67,400人)

教育課程

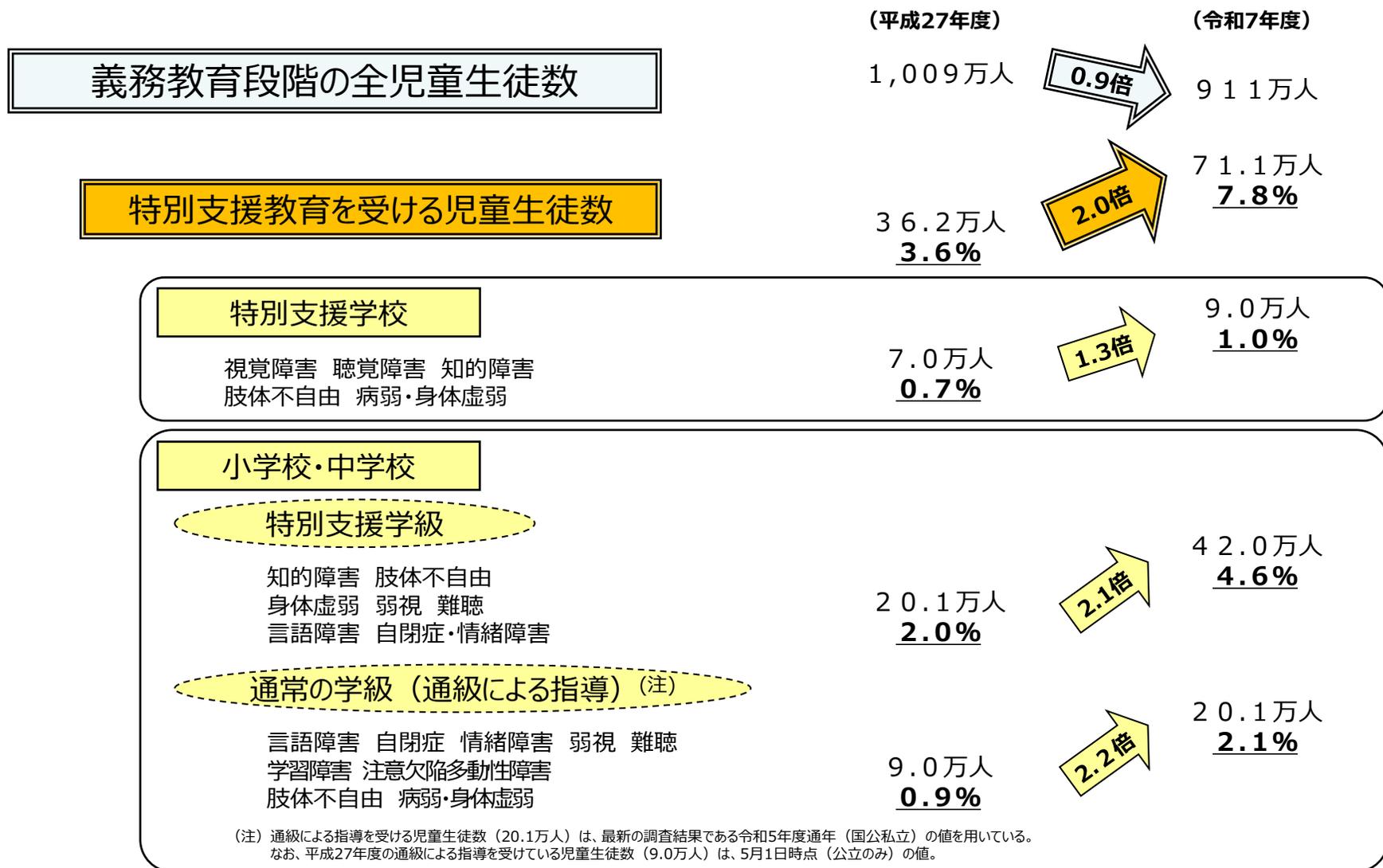
- 特別支援学校学習指導要領等に基づき幼・小・中・高に準じた教育課程を編成
- ✓ 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動を実施
- ✓ 障害の状態により特に必要な場合や重複障害の児童生徒は弾力的な教育課程の編成が可能
- ✓ 知的障害者である児童生徒は、知的障害の特性等を踏まえた各教科等による教育課程を編成

障害のある子供一人一人について、関係機関との連携を図り長期的な視点で教育的支援を行うための「**個別の教育支援計画**」と一人一人の教育的ニーズに応じた目標、内容、方法等を明確にする「**個別の指導計画**」の**作成・活用が必要**(通常の学級については努力義務)

いずれの学びの場であっても、本人・保護者から何らかの配慮が求められた場合には、**過重な負担がない範囲で、合理的配慮を提供**

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H27→R7)

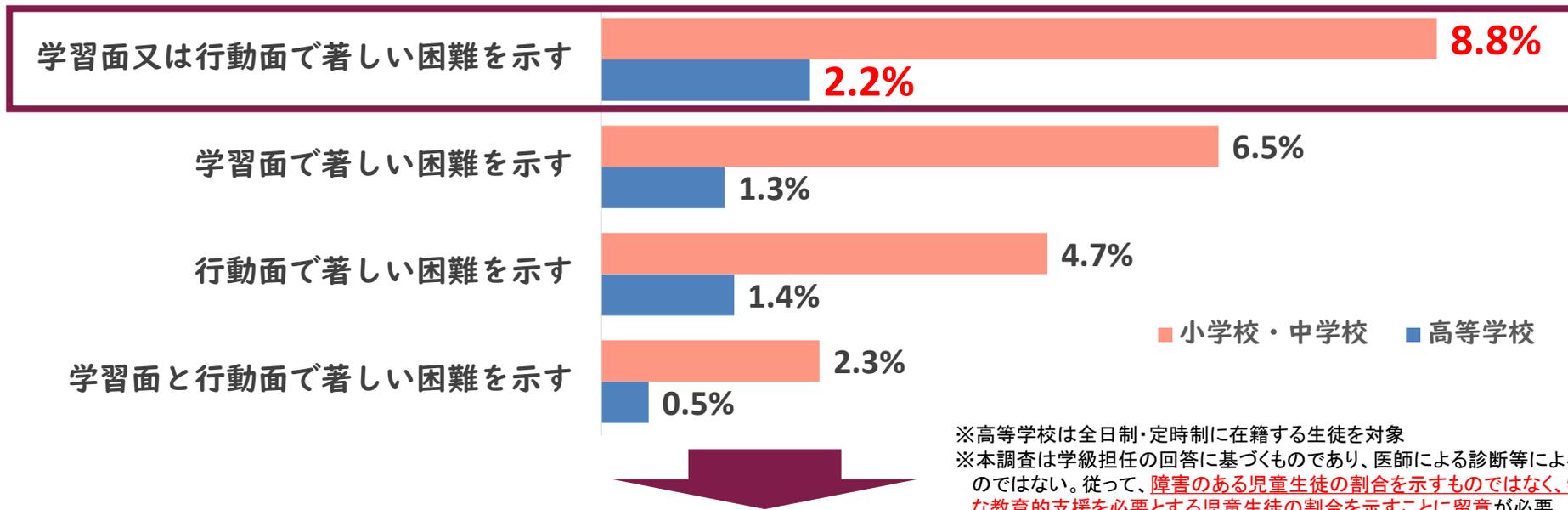
- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数（2.1倍）、通級による指導の利用者数（2.4倍）の増加が顕著。



※矢印内の数値は、令和7年度（通級による指導については令和5年度）の児童生徒数を平成27年度の児童生徒数で除し、小数第1位未満を四捨五入したものの。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況（令和4年度）

学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、小・中学校で8.8%、高等学校で2.2%（推定値）



「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の支援の状況（推定値）

1. 現在、通級による指導を受けている児童生徒の割合



2. 校内委員会において、特別な教育的支援を必要と判断されている児童生徒の割合



「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の支援の状況

3. 「個別の教育支援計画」が作成されている児童生徒の割合



4. 「個別の指導計画」が作成されている児童生徒の割合



5. 授業時間以外の個別の配慮・支援（補習授業の実施、宿題の工夫等）を受けている児童生徒の割合



6. 授業時間内に教室以外の場で個別の配慮・支援（通級による指導を除く個別指導等）を受けている児童生徒の割合



7. 授業時間内に教室内で個別の配慮・支援（座席位置の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等）を受けている児童生徒の割合



8. 専門家（特別支援学校、巡回指導員、福祉・保健等の関係機関、医師、スクールカウンセラー（SC）、作業療法士（OT）など）に学校として定期的に意見を聞いている児童生徒の割合



特別支援学校のセンター的機能の強化について

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第74条 特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第1章第6節 学校運営上の留意事項

3 小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、**各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること**。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

小学校学習指導要領

第1章第4の2

特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、**特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ**、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

特別支援学校におけるセンター的機能の主な取組内容

※H17中教審答申における整理

- ① 小・中学校等の教師への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教師に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能



特別支援学校への 相談延べ件数 (令和3年度)	特別支援学校1校 あたりの平均件数 (令和3年度)
110,387件	105件
92,998件	88件

(出典) 令和4年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査

「交流及び共同学習」について

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第16条第3項 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第1章第6節 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

(2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

小学校学習指導要領

第1章第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

交流及び共同学習ガイド（平成31年3月文部科学省）より

- ◆ 交流及び共同学習は**障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加**する活動であって、以下の両面を分かちがたいものとして捉え、推進していくことが必要
 - ・ 相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことも目的とする**交流の側面**
 - ・ 教科等のねらいの達成を目的とする**共同学習の側面**
- ◆ 実施に当たっては、それぞれの子供が、**授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感**をもちながら、**充実した時間**を過ごしていることが重要。

【事例1】音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習

○小学校5年生と特別支援学校（知的障害）

○総合的な学習（5時間）

○5年生の総合的な学習の時間で、**規範意識・命の尊重・ちがいの尊重と認め合いの学習**を行う中で、音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習を実施



【事例2】大玉転がし等を通じた交流及び共同学習

○中学校1～3年生と特別支援学校（知的障害）

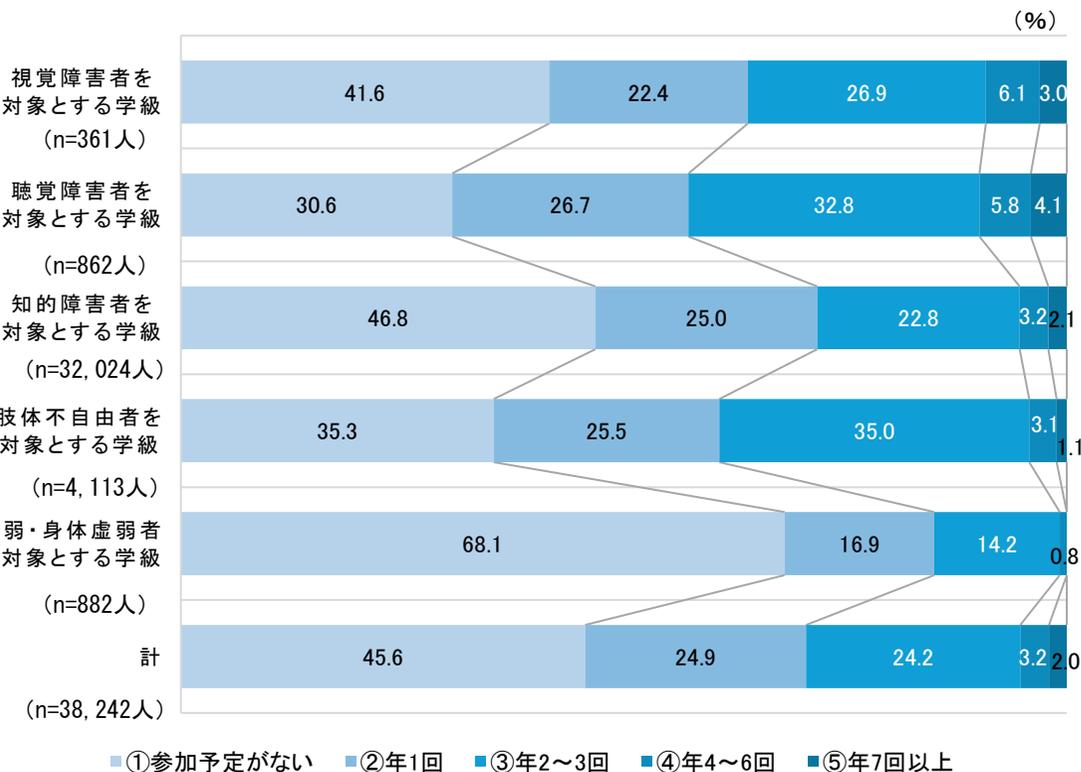
○総合的な学習（4～6時間）

○特別支援学校の生徒とスポーツを共に行うことで、**障害のある生徒の立場で物事を考えること**を学び、**障害者への理解**を深める

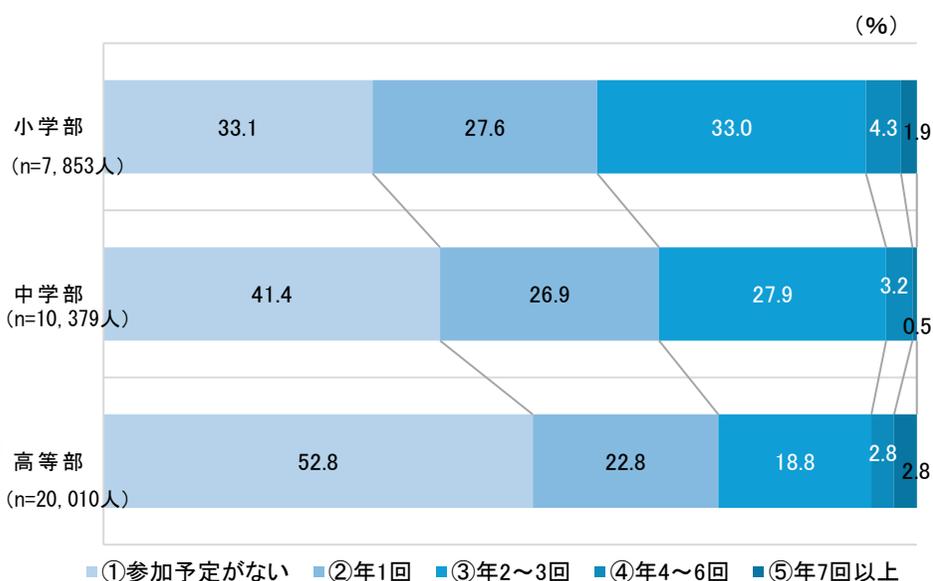


《特別支援学校》 交流及び共同学習（学校間交流）の実施状況

＜障害種別 小・中・高等部合計＞



＜学部別合計＞



※ 令和6年文部科学省特別支援教育課調べ

令和6年5月1日時点で在籍している小学部第6学年児童、中学部第3学年生徒、高等部第3学年生徒について、令和6年度の1年間に参加を予定している学校間交流（障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習のうち、特別支援学校と小・中・高等学校が学校間で連携して行うもの）の回数別に、児童生徒の人数を聞いたもの。

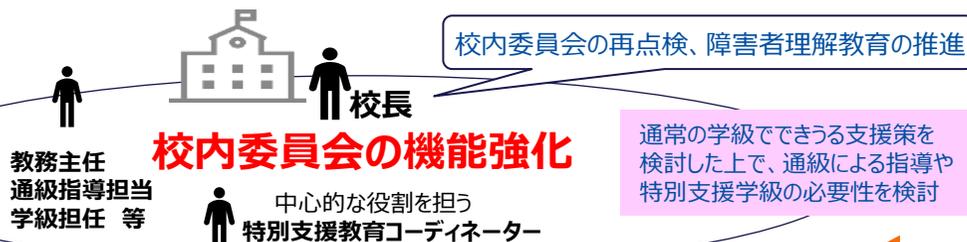
現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等

①校内支援体制の充実

- ☞ 支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応



わかりやすい授業の工夫



通常の学級



発達障害や障害の程度の重い児童生徒が在籍

特別支援教育支援員

I CTの活用
合理的配慮

専門家等からの支援

②通級による指導の充実

- ☞ 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要
- ☞ 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、自校通級や巡回指導を促進
- ☞ 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
- ☞ 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方を検討

通級による指導

自校通級



A校

巡回指導



B校

※ 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など、在籍者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

特別支援学校

③特別支援学校のセンター的機能の充実

- ☞ 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実

特別支援学校のセンター的機能の発揮

④インクルーシブな学校運営モデルの創設

～特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営～

- ☞ 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援
- ☞ 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現



小中高等学校



柔軟な教育課程・指導体制



特別支援学校

- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行うつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

インクルーシブな学校運営モデル事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

0.8億円
0.8億円)



現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。

また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。

このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。

経済財政運営と改革の基本方針2024

第3章3(3) (質の高い公教育の再生)

インクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実に向けた体制や環境の整備...により誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。

事業内容

1. インクルーシブな学校運営モデルの構築

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。



連携類型 (例)



- ▶ 一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校」に指定
 - ➡ 学校運営連携校に「連携協議会」を設置 (構成員：教育委員会、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家など)
 - ➡ 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャーの配置
- ▶ 交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究
- ▶ 現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討 など

件数・単価

12箇所 × 約5.5百万円
(新規2箇所)

委託先

教育委員会、大学等

2. モデルの成果普及

発展的な交流及び共同学習の実践事例や柔軟な教育課程及び指導体制の在り方など、本事業を通して構築されたインクルーシブな学校運営モデルの成果について、広報資料の作成やシンポジウムの開催等を通じて、全国的な普及を図る。

件数・単価

1箇所 × 約9.6百万円

委託先

民間団体



担当：初等中等教育局特別支援教育課

＜連携協議会＞

- 一体的に運営するための方針等を決定
- 交流及び共同学習に係る年間指導計画、実施内容等を協議



＜カリキュラム・マネージャー＞

- 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネート
- 連携協議会を企画・運営
- 連携協議会と各学校運営連携校の間の連絡・調整・助言



① 発展させた交流及び共同学習の研究開発

- ・カリキュラム・マネージャーを中心とし、行事交流、日常的な交流にとどまらない、学校の創意工夫による交流及び共同学習を実施。
- ・共同学習を通して、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要。

（例）

- ・各教科及び総合的な学習（探究）の時間で実施
- ・学校設定教科・科目で実施
- ・特別支援学校高等部の職業や専門教科で実施 等

② 一体的で専門性を活かした指導体制の構築

専門性を高めた授業実施のための人事上の措置（兼務発令等）を含めて教員配置や校内体制の整備

（例）

- ・各教科等・自立活動の専門性を高めるための教員や専門スタッフの配置（交流及び共同学習に関わる事務補佐員等の配置、両校の職員によるチーム・ティーチングの実施含む）
- ・校内委員会、校内研修、保健・福祉等と連携した体制
- ・特別支援学校のセンター的機能の有効活用
- ・職員の連携を図るための工夫した学校運営（職員室の共用含む） 等

※週1回程度、小学校等の教師が特別支援学校の児童生徒に対する教科指導を行う場合については、兼務発令を行う等の人事上の措置を行った上で、当該教師は特別支援教育を経験したとみなすことができる取扱いとする（「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（令和4年3月）参照）。

【日常的な交流を促すための工夫】

特別支援学校と小学校等の児童生徒同士が日常的な生活の中で自然と関わりがもてるように、例えば、お互いの児童生徒が交流できるスペースの確保や、玄関の共用、日常的にお互いを意識するような動線の確保（登校時に特別支援学校の児童生徒が小学校等の児童生徒の教室の前を通過して教室に向かう等）等も考えられる。

インクルーシブな学校運営モデル事業 令和7年度委託先一覧

本事業は、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を行うものであり、令和6年度は10団体に委託し、令和7年度は新規3団体を含む計13団体に委託しています。

令和6年度委託(令和6年度～令和8年度(予定))

委託団体	指定校
北海道	北海道七飯養護学校 七飯町立七飯中学校
	北海道中札内高等養護学校 北海道更別農業高等学校
群馬県	群馬県立伊勢崎特別支援学校 玉村町立上陽小学校
福井県	福井県立清水特別支援学校 越前町立朝日小学校 福井市立清水中学校
静岡県	静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校 静岡県立田方農業高等学校
京都府	京都府立舞鶴支援学校、京都府立聾学校舞鶴分校 舞鶴市立池内小学校、舞鶴市立中筋小学校 舞鶴市立高野小学校、舞鶴市立城南中学校

委託団体	指定校
宮崎県	宮崎県立小林こすもす支援学校 小林市立東方小学校 小林市立東方中学校 宮崎県立小林高等学校
横浜市	横浜市立若葉台特別支援学校 横浜市立若葉台小学校 横浜市立若葉台中学校
名古屋市	名古屋市立若宮高等特別支援学校 名古屋市立若宮商業高等学校
秦野市	神奈川県立秦野支援学校 秦野市立末広小学校
信州大学	信州大学教育学部附属特別支援学校 信州大学教育学部附属長野小学校 信州大学教育学部附属長野中学校

令和7年度新規委託(令和7年度～令和8年度(予定))

委託団体	指定校
兵庫県	兵庫県立阪神特別支援学校分教室 兵庫県立武庫荘総合高等学校

委託団体	指定校
岡山県	岡山県立東備支援学校 備前市立西鶴山小学校 岡山県立備前緑陽高等学校
熊本県	熊本県立松橋西支援学校高等部上益城分教室 熊本県立甲佐高等学校

令和7年度インクルーシブな学校運営モデル事業における留意事項

公募要領で示している事業内容

特に留意いただきたい事項

(1) 学校運営連携校の指定

委託を受けた団体は、一体的に運営する特別支援学校と小学校等を学校運営連携校に指定する。なお、小学校等には、特別支援学級を適切に運用し設置していること、もしくは通級による指導を受ける児童生徒が在籍していることが望ましい(予定含む)。

- 本事業の趣旨は、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、「特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営する学校運営モデルを構築するもの」であり、学校運営連携校は、教職員の理解啓発や授業の実践にとどまらず、一体的な運営の在り方を研究することが前提であること。
- 「一体的な運営の在り方」については、本事業の終了後においても持続可能であり、また他校においてもその成果が展開できる取組となるよう、学校組織としての運営の在り方を明らかにする研究に取り組む必要があること。

(2) 連携協議会の設置

学校運営連携校に、一体的に運営するための方針等を決定する連携協議会を設置すること。連携協議会は、学校運営連携校の設置者(例:教育委員会等)、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家等で構成すること。

- 連携協議会は一体的な運営の基盤となることが期待されるものであり、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれか一方に頼った運用ではなく、両校がともに主体的に運営する効果的な体制を工夫していくことが重要であること。
- 連携協議会の構成員として、「外部専門家」を含めて示しているが、特に、外部からの専門的かつ客観的な評価を得ながら研究を進めることができるよう、そうした助言が得られる教員養成大学や医療、福祉、保健等の専門家を構成員に含めることが重要であること。
- 仮に、そうした外部専門家を連携協議会の構成員に含めることが難しい場合にも、本事業における取組の改善・充実につなげることができるよう、外部からの助言を受ける機会を設けることが重要であること。

令和7年度インクルーシブな学校運営モデル事業における留意事項

公募要領で示している事業内容

特に留意いただきたい事項

(3) カリキュラム・マネージャーの配置

発展させた交流及び共同学習の研究開発を行うために、特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするとともに、連携協議会を企画・運営し、連携協議会と各学校運営連携校の間の連絡・調整・助言する役割を担うカリキュラム・マネージャーを1人以上配置すること(常勤・非常勤は不問)。

学校運営連携校において、交流及び共同学習を実施する際には、カリキュラム・マネージャーがそれぞれの学校運営連携校の管理職同士が協働できる体制を整えること。また、学校運営連携校において、交流及び共同学習における指導計画や単元づくり等を行う際には、カリキュラム・マネージャーも関わること(事前・事後の学習を含む)。

例えば、小中高等学校のいずれか及び特別支援学校の教育課程に精通しており、学校運営連携校に対し必要な助言を行うための専門的な知見及び管理職や教務主任の経験を有する者、若しくは、それと同等の能力を有する者が考えられる。

- カリキュラム・マネージャーは、学校運営連携校への助言や支援にとどまらず、教育課程のコーディネートや連携協議会の企画・運営等、本事業に係る取組を自ら企画・運営し、一体的な運営体制の構築に向けて要となる役割を果たすことが求められること。
- カリキュラム・マネージャーは、学校運営連携校の管理職同士の協働体制や交流及び共同学習における指導計画や単元づくり等について、本事業の終了後、専任のカリキュラム・マネージャーが配置されていないような場合においても持続可能であり、他校においても展開可能なものとなるよう、そのノウハウ等について可視化した形で蓄積することが重要であること。

(4) 学校運営連携校、連携協議会、カリキュラム・マネージャーとの連携

受託団体は、カリキュラム・マネージャーが学校運営連携校や連携協議会等と円滑に調整等を行えるように、本事業の実施に当たっては、カリキュラム・マネージャー、連携協議会、学校運営連携校との連携を図ること。

- 受託団体においては、複数の学校を一体的に運営する本事業の性質や実施上の課題を考慮し、学校運営連携校や連携協議会、カリキュラム・マネージャーに取組を一任することなく、その実施状況を把握するとともに、適切な指導助言を行うことが重要であること。
- 本事業における取組内容や成果を、域内の他校や、全国の他地域に展開することを見据え、教育委員会等の役割等についても発信できるよう蓄積していくことが重要であること。

令和7年度インクルーシブな学校運営モデル事業における留意事項

公募要領で示している事業内容

(5) 発展させた交流及び共同学習の研究開発

連携協議会において年間指導計画、実施内容等を協議の上、学校運営連携校における、インクルーシブな学校運営を実現するための交流及び共同学習を発展させた授業を現行の制度の範囲内で実施すること。その際、教育課程上の位置付けやねらい等を明確にし、共同学習を通して、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけているかどうかという最も本質的な視点に立って、適切な評価を行うこと。

物理的な優位性を十分に活かし、カリキュラム・マネージャーを中心とし、学校の創意工夫による交流及び共同学習を実施する。その際、お互いの児童生徒同士の行事交流や、朝の会、給食、副次的な籍を設ける等の日常的な交流（例えば、お互いの児童生徒が交流できるスペースの確保、お互いを意識するような動線の確保等の工夫も考えられる）にとどまらず、各教科等での交流及び共同学習を適切な合理的配慮を提供し、目的に沿った個別指導、グループ別指導、習熟度に応じた指導等、指導方法を工夫した上で実施するものである。

また、本事業を実施した結果の報告を行う際には、本事業を受託する前後の比較として、交流及び共同学習の回数の変化、実施内容の変容、実施体制の変容、行動観察等による子供の変容等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、教育課程上の整理（指導計画、指導案等含む）、授業における工夫点等も併せて報告すること。

<例>

- ・各教科及び総合的な学習（探究）の時間で実施する。
- ・学校設定教科・科目で実施する。
- ・特別支援学校高等部の職業や専門教科で実施する。
- ・小学校においては、学校教育法施行規則第53条及び小学校学習指導要領第1章第2の3の(3)のエを参照し工夫した授業を実施する。
- ・特別支援学校高等部において、学校教育法施行規則第97条第1項及び第2項を活用した授業を実施する。

特に留意いただきたい事項

- 「発展させた交流及び共同学習の研究開発」は、従来、特別支援学校においては、限られた行事における交流にとどまるなど、障害のない児童生徒と共に学ぶ機会が十分でない状況が見られることを踏まえ、本事業においてインクルーシブな学校運営における実証的な研究を行うこととしたものである。この背景を踏まえ、「発展させた交流及び共同学習の研究開発」は、特に以下の点に留意して進める必要がある。
 - ・行事交流や日常的な交流にとどまらず、学校教育法施行規則第50条第1項及び第2項、第72条、第83条、第126条から第128条で示す各教科等における交流及び共同学習を実施するものであること。
 - ・実施に当たっては、単に各教科等の授業を交流の場とするということではなく、各教科等のねらいの達成を目的とすることが重要であり、特別支援学校学習指導要領と小・中・高等学校学習指導要領それぞれを踏まえ、授業の目標や指導内容を設定し、学校運営連携校それぞれの教育課程における各教科等に位置付けた実践と検証を行うこと。
 - ・音楽、図画工作・美術、体育等のいわゆる実技系教科にとどまらず、国語、社会、算数、理科等の教科においても実践の可能性を検討し、またいずれの教科等で実施する場合も、教科等のねらいが達成できる要件や、効果的な実施内容・方法・頻度・体制等を検証すること。
 - ・発展させた交流及び共同学習が、本事業の終了後においても持続可能であり、また他校においてもその成果が展開できる取組となるよう、教育課程上の整理、指導内容や指導方法等の工夫や成果等を可視化した形で蓄積すること。
- なお、行事交流や朝の会、給食、副次的な籍を設ける等の日常的な交流については、本事業の受託団体の一部を含め、既に実践を進めてきている例があり、本事業における「発展させた交流及び共同学習の研究開発」ではそうした交流にとどまらない各教科等における実践を求めているが、行事交流や日常的な交流も一体的な運営の一環として意義のあるものであり、併置型や隣接型といった学校運営連携校の特色も踏まえ、必要に応じてICTを活用するなど、交流を充実する方法や内容を工夫することも重要であること。

令和7年度インクルーシブな学校運営モデル事業における留意事項

公募要領で示している事業内容

(6) 一体的で専門性を活かした指導体制の構築

連携協議会において教員の体制や役割について協議の上、学校運営連携校における専門性を高めた授業実施のための人事上の措置（兼務発令を行う等）も含めて教員配置等を実施すること。その際、教員配置等のねらい等を明確にして、適切な評価を行うこと。本事業を実施した結果の報告を行う際には、本事業を受託する前後の比較として、教員等へのアンケート実施等による教員配置等の内容の変容等を、可能な限り具体的かつ定量的に示して報告すること。

なお、教員配置等については、例えば、各教科等（自立活動含む）の専門性を高めるための教員や専門スタッフの配置（交流及び共同学習に関わる事務補佐員等の職員の配置や両校の職員によるチーム・ティーチングの実施を含む）、学校運営連携校における校内委員会の体制、校内研修の体制、保健・福祉等関係機関と連携した体制や、特別支援学校のセンター的機能の有効活用、職員の連携を図るための工夫した学校運営（職員室の共用を含む）等が考えられる。

特に留意いただきたい事項

- 一体的な運営や、その中における発展させた交流及び共同学習の実施に当たっては、方針等を決定する連携協議会だけでなく、実践に当たる教職員が参画する指導体制の構築も必須であり、その際、特定の教職員による実施や、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれか一方に頼った運用ではなく、両校がともに主体的かつ組織的に運営し、効果的で持続可能な体制を工夫していくことが重要であること。
- 学校運営連携校の特色は様々であり、それぞれの目標に応じた指導体制を工夫して構築するとともに、その成果と課題を検証することが重要であること。

令和7年度インクルーシブな学校運営モデル事業における留意事項

公募要領で示している事業内容	特に留意いただきたい事項
<p>(7) その他</p> <ul style="list-style-type: none">・週1回程度、小学校等の教師が特別支援学校の児童生徒に対する教科指導を行う場合については、兼務発令を行う等の人事上の措置を行った上で、当該教師は特別支援教育を経験したとみなすことができる取扱いとする（「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（令和4年3月）を参照）。・本事業は、連続性のある学びの場の見直しの際に活用することも考えられる。・本事業の実施に当たっては、対象となる児童生徒及びその保護者に対して丁寧に説明し、特に保護者の理解を得ること。・受託団体は、本事業の実施に当たり文部科学省と連携すること。また、他の受託団体との情報共有の機会を設けることがあるので、その際には応じること。・本事業の全部を再委託することは認めない。	—